

福島県の漁業と漁業関係者の生活を守るために東京電力
第一原発敷地内に保管されているトリチウム汚染水の海
洋放出に反対する意見書

東京電力福島第一原発で増え続けるトリチウムを含む汚染水の処分方法などを議論する政府小委員会は1月31日、「海洋放出」と「大気放出」を現実的な選択肢としながらも、「海洋放出の方が確実に実施できる」と海洋放出を強調する提出案を了承した。

公聴会では、漁業従事者から「試験操業を繰り返し、やっと本操業が見えてきたのにトリチウム汚染水が放出されたら、今までの苦労が水の泡になってしまう。後継者を育てないと技術の継承もできず、福島県の漁業は壊滅してしまう」と切実な訴えがあった。

海洋放出は、海洋環境を汚染し、漁業従事者にも大打撃を与える。原発事故により甚大な被害を被っている被災者に汚染水の海洋放出によって追い打ちをかけるようなことがあってはならない。これまで福島県産の農畜水産物などの安全性の確保や風評被害の克服に取り組んできた生産者の努力と将来への展望を根底から覆すことになる。

トリチウム汚染水の海洋放出は前例もあり、実現可能性や監視体制の構築の容易さを評価する一方で、風評被害は避けられず、風評被害対策の徹底も必要だとしているが、公聴会での意見などにあるように、被災県民の心情や実情を無視したものと言わざるを得ない。

福島県民は、東京電力の原発事故以来、今日まで長期の避難生活や放射線による健康不安、農畜水産物の風評被害など、多大な苦しみを経験してきた。

これ以上原発事故の犠牲を県民に押し付けてはならない。県民の安全と健康と生活を守るために、トリチウム汚染水の海洋放出には反対である。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

- 1 トリチウム汚染水は海洋放出ではなく、長期保管とし、廃炉終了時まで分離・回収技術を研究開発し、実用化すること。
- 2 タンク内には、トリチウム以外の基準値を上回る放射性物質が含まれており、徹底した除去を行うこと。
- 3 法律で決められている「一般公衆の被ばく線量限度 1 ミリSV／年」を厳守すること。
- 4 福島県産の農畜水産物に対する風評被害の解消に全力を挙げることに。
- 5 原発再稼働や核燃料サイクル政策を止め、再生可能エネルギー政策に転換すること。
- 6 原発事故の被害者は福島県民であり、被災県民の救済が何よりも優先されなければならない。そのため、被害者である県民の意見を聞くための公聴会を開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 18 日

喜多方市議会 議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山東 昭子	殿
内閣総理大臣	安倍 晋三	殿
内閣官房長官	菅 義偉	殿
農林水産大臣	江藤 拓	殿
経済産業大臣	梶山 弘志	殿
環境大臣	小泉 進次郎	殿
復興大臣	田中 和徳	殿
福島県知事	内堀 雅雄	殿